



あなたの家は
だいじょうぶ
「大丈夫!?!」

住まいの耐震化

市の補助制度を使って耐震診断・耐震改修を!!!

深谷市では、既存建築物の耐震化を促進するため、住宅耐震化に関する補助制度を設けております。

■ **無料簡易耐震診断** お持ちいただいた図面をパソコンに入力して診断するものです。現地には伺いません。

住まいを
調べる

■ **専門家による耐震診断（有料）**

上限 **5** 万円補助（診断費用の1 / 2）※建築士による診断



■ **耐震改修の実施** 上限 **30** 万円補助（改修費用の1 / 3）

- ※65歳以上のかたのみが居住する住宅を改修する場合は上限**50**万円となります。
- ※専門家による耐震診断（有料）を行い、耐震基準を超える工事が対象となります。
- ※長屋住宅・共同住宅も対象となり、その場合は一戸あたり上限**10**万円となります。

地震に
強くする

■ **耐震シェルター・防災ベッドを設置**

※公的機関により安全性の評価を受けたものを設置する場合があります。

上限 **10** 万円補助



■ 補助対象建築物

- ① 深谷市内にあること
- ② 現在、居住されていること
（要綱に定めのあるものを除く）
- ③ 2階建て以下の木造在来軸組工法または木造枠組壁工法により建築されたもの
- ④ 昭和56年5月31日以前に工事着手した住宅（長屋住宅・共同住宅を含む）または併用住宅であること
- ⑤ 耐震診断の結果安全でないと判断されたもの

■ 補助を受けられるかた

- ① 対象建築物の所有者
（耐震シェルター・防災ベッドについては対象建築物の居住者）
- ② 市税を滞納していないかた

◆ 市外業者のかたが施工する場合は補助額が1 / 2となります。（耐震シェルター・防災ベッドは除く。）

◆ **必ず着手前に申請してください。着手後の申請は受付できません。**



※このほかにも条件があります。また、**ブロック塀撤去等補助制度**もありますので、

詳しくは建築住宅課（048-574-6655）にお問い合わせください。

令和8年度版

知って得する住宅関連補助制度など



高齢者が居住する住宅の改修への補助

■手すりの取付け、段差の解消など、介護予防を目的とした住宅改修費用の一部を補助します。

対象者：65歳以上の高齢者（介護認定を受けていないかた、他条件あり） **問い合わせ先 長寿福祉課 048-574-6645**

障害者等が居住する住宅の改修への補助

■手すりの取付け、床段差の解消、扉を引戸にするなどの住宅改修費用の一部を補助します。

対象者：身体・療育・精神障害者保健福祉手帳所持者又は難病患者で、障害等に起因する生活のしづらさを住宅改修により改善できるかた **問い合わせ先 障害福祉課 048-571-1011**

浄化槽設置・維持管理費に対する補助

■浄化槽補助対象区域における合併処理浄化槽の設置及び維持管理費に対し、補助金を交付します。

対象者：①設置補助金：自己の居住用住宅で使用している単独処理浄化槽等を建築確認申請を伴わず合併処理浄化槽に転換するかた
②維持管理補助金：自己の居住用住宅で使用している合併処理浄化槽において、清掃、保守点検及び法定検査を受けているかた **問い合わせ先 環境衛生課 048-578-7332**

住宅用省エネ設備設置費補助金

■太陽光発電システム、エネファーム、定置用リチウムイオン蓄電池、電気自動車等充電設備（V2H）、V2Hに対応した電気自動車、プラグインハイブリッド自動車又は燃料電池自動車（V2Hを設置した場合に限る）を導入した場合に、補助の対象となります。

対象者：市内に住民票があり、現に居住しているかた **問い合わせ先 環境課 048-577-6539**

危険空家等除却補助金

■昭和56年5月31日以前に建築され、不良住宅に判定された空き家の解体について補助金を交付します。

対象者：空き家の所有者 **問い合わせ先 自治振興課 048-574-8597**

移住促進農地付き空き家改修補助金

■農地付き空き家の改修（リフォーム）に対して補助金を交付します。

対象者：空き家の所有者、または市外から深谷市内へ移住されるかた（購入予定のかた） **問い合わせ先 自治振興課 048-574-8597**

補助制度のほか、資金貸付制度、助成制度などもあります

居宅介護住宅改修

介護保険の要介護（要支援）を受けているかたに対して、住宅改修費が支給されます。

問い合わせ先 大里広域市町村圏組合 048-501-1330

長寿福祉課 048-574-8544

住宅ローン控除

個人住民税（市民税・県民税）の住宅ローン控除 **問い合わせ先 市民税課 048-574-6637**

勤労者住宅資金貸付制度

勤労者のための新築・増改築・購入・宅地購入の場合の貸付制度。エコ設備工事や耐震工事などにもご利用いただけます。

問い合わせ先 商工振興課 048-577-3409

耐震改修に伴う固定資産税の減額措置

既存の住宅（S57.1.1以前の住宅）について、耐震改修工事を行った場合、固定資産税が減額されます。

問い合わせ先 資産税課 048-574-6638

バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置

新築された日から10年以上経過した住宅（賃貸住宅は除く）について、バリアフリー改修工事を行った場合、固定資産税が減額されます。

問い合わせ先 資産税課 048-574-6638

熱損失防止（省エネ）改修に伴う固定資産税の減額措置

既存の住宅（賃貸住宅を除いたH26.4.1以前の住宅）について、省エネ改修工事を行った場合、固定資産税が減額されます。

問い合わせ先 資産税課 048-574-6638

移住支援金制度

深谷市外から移住した子育て世帯を中心とした若者世代の方で、市内に新たに住宅を取得した方を対象に引越費用等を支援します。

問い合わせ先 企画課 048-574-8096

水洗化促進改造資金融資あっせん制度

既存の台所・風呂・トイレなどの排水設備を公共下水道に接続する工事を行う場合に、実質無利子の融資をあっせんする制度です。

問い合わせ先 企業経営課 048-577-7527

市のホームページからも確認できます www.city.fukaya.saitama.jp